令和８年（フ）第１９号
鳥取県倉吉市福守町528番地１　アンジュ・ドゥ・ボヌールＡ202
債務者　三谷　和代
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和８年（フ）第４４９号
岡山県備前市西片上10番地１
債務者　井川　朔也（旧姓小谷）
１　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４７３号
岡山市北区御津野々口281番地、旧住所神奈川県相模原市中央区上溝1937番地１　ウィステリアⅡ　203号室
債務者　関　　献志
１　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４号
岡山県新見市石蟹284番地２　新見市営住宅101号
債務者　阿部　廣雅
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所新見支部

令和８年（フ）第６号
岡山県新見市神郷油野3871番地
債務者　小林　和喜
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所新見支部

令和８年（フ）第３７３号
熊本市東区西原３丁目２番４－115号　市営住宅４－115
債務者　上村　数利
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３９号
熊本市北区池田３丁目５番19号　アビタシオン池田105
債務者　村上　理奈
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０４号
熊本市中央区迎町１丁目２番８－703号　ピュアセラピー迎町
債務者　原田亜由美
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１１５号
宮崎県都城市妻ケ丘町33街区14号
債務者　上田　麗香
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１７号
宮崎県都城市都北町5613番地　リヴェリィプレス107
債務者　橋爪　　敬
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第８１号
鹿児島県伊佐市菱刈前目774番地３
債務者　西　　千春
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第９０号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳1934番地２　鵜木原団地１棟102号
債務者　園田　英樹
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和８年（フ）第４０号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根上平沢57番地120
債務者　澤田佳代子
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

令和８年（フ）第４３号
秋田県大館市片山字八坂９番地８
債務者　田中　美保子
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第１１００号
横浜市都筑区池辺町4694番地１
債務者　大野　紀未
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５２１号
神奈川県藤沢市石川１丁目18番地の31　ユトリナ湘南　Ｂ103
債務者　加藤　陸夫
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７０７号
横浜市鶴見区北寺尾３丁目15番Ｅ－103号
債務者　吉野　　茜
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部